

令和3年度
印旛沼二期農業水利事業
北調低地排水路下流整備工事

特別仕様書
(当初)

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

第1章 総則

印旛沼二期農業水利事業北調低地排水路下流整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書」に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

また、その他以下の仕様書等も適用する。

（平成31年度版 国土交通省大臣官房営繕部監修）

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営印旛沼二期農業水利事業計画書に基づき北調低地排水路の護岸整備及び物木機場の撤去を行うものである。

2. 工事場所

千葉県印西市長門屋地内ほか

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

内 訳

| | |
|-------|----|
| 護岸工 | 1式 |
| 機場撤去工 | 1式 |
| 仮設工 | 1式 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概略数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日について

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を含んでいる。

2. 印旛沼内工事期間

印旛沼内工事（樋門・樋管・護岸）の工事は非出水期間（11月1日～5月31日）中に行うものとする。

3. 施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等によるほか、下記要綱等に従い施工に伴う災害

及び事故の防止に努めること。

- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）
- ・建設工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）

4. 施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法、その他関係法令等によるほか下記要綱に従い周辺環境の保全に努めること。

5. 作業時間の制限

現場への資機材の搬入・搬出については、8時30分から17時までの間に行うものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別途監督職員により通知する。

7. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕工期を設定した工事である。

余裕工期内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない機材等の手配等を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期；令和3年11月9日から令和4年3月16日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和3年11月8日まで）

※契約締結後において、余裕工期内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕工期は適用しない。

第4章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2. 関連工事

関連工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

（1）印旛沼二期農業水利事業 北調低地排水路上流整備工事

（施工時期：令和3年10月～令和4年3月（予定））

3. 隣接地に対する措置

（1）本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないように配慮しなければならない。

（2）本工事周辺部の既設構造物や農地については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について、監督職員と協議しなければならない。

4. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

- 1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、速やかに報告するとともに、対策等について監督職員と協議を行うものとする。
- 3) 騒音・振動基準は印西市環境保全条例施行規則に準拠するものとし、敷地境界地点において、振動基準値を 75dB 未満とする。

なお、これを超える場合もしくは近隣施設等に影響を与える恐れがある場合は、作業を中止し監督職員と協議するものとする。

(2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数の増減等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

| 配置場所 | 交通誘導警備員 | 延べ人数 | 編成 | 昼夜別 | 交替要員の有無 |
|--------------|---------|------|----|-----|---------|
| 物木機場場内施工時 | 1名/箇所/日 | 15名 | 1名 | 昼間 | 無 |
| 仮廻し道路設置時 | 2名/箇所/日 | 76名 | 2名 | 昼間 | 無 |
| 現場搬入路大型車両通行時 | 2名/箇所/日 | 74名 | 2名 | 昼間 | 無 |

(3) 交通対策

本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分な安全対策を講じるものとする。

- 1) 市道等の通行に当たって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
- 2) 仮廻し道路を設置する印西市道 3012 号線については、看板等を設置し十分な安全対策を行うものとする。なお、詳細な設置位置については監督職員の承認を得るものとする。

(4) 安全対策

夜間及び休業日は物木機場敷地及び印旛沼内ヤードに侵入できないよう対策を行うこと。

4. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 現場搬入路

県道印西印旛線及び印西市道 3021 号線を現場搬入路として利用することとしている。なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、利用に先立ち道路状況を調査し、監督職員に結果を報告しなければならない。
現場への搬入路は、10t 車の通行が可能である。

(2) 作業ヤード

受注者は、図面に基づき、作業ヤードを施工しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 引堤・仮廻し道路設置

(1) 受注者は、仮設計画図に基づき引堤・仮廻し道路の設置を行う。また、工事期間中の補修、維持管理は受注者の責任において行わなければならない。使用後は、原形に復旧するものとする。

(2) 引堤・仮廻し道路設置に必要な土は以下の場所からの搬入を予定しており、搬入予定量は以下のとおりである。詳細は監督職員の指示に従うこと。

| 名称 | 搬入元 | 搬入時期 | 搬入量 |
|-------|------------|--------------------|---------------------|
| 吉高土置場 | 千葉県印西市下井地内 | 令和3年11月～ 令和4年3月 | 3,538m ³ |

3. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地

1) 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、搬出予定量は次の通りである。

| 名称 | 搬出先 | 搬出時期 | 搬出量 | 摘要 |
|-------|------------|--------------------|---------------------|----------|
| 吉高土置場 | 千葉県印西市下井地内 | 令和3年11月～ 令和4年3月 | 5,027m ³ | 放土 整地 |

4. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

なお、想定以上の水替えが必要となった場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 護岸工施工時 | 6～30m ³ /h 常時排水 |
| 印旛沼仮締切矢板施工時 | 6～30m ³ /h 常時排水 |

5. 印旛沼仮締切り工（鋼矢板土留工）

施工にあたっては、周囲の地盤のゆるみ又は沈下等に十分注意するものとする。

なお鋼矢板の打設は、油圧圧入工で考えている。鋼矢板土留め施工時に転石等現場状況により工法等の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

仮締切り期間中の印旛沼設計水位は YP+2.64m を想定している。仮締切設置中に出水が発生した

場合は、随時洗掘等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告するものとする。

6. 低地排水路仮締切り工

仮締切り期間中の北調低地排水路設計水位は YP+1.00 を想定している。仮締切設置中に出水が発生した場合は、随時洗掘等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1. 工事用地等

本工事における借地は見込んでいない。

2. 着手前現地状況等の測定記録

下の項目について着手前に現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

- (1) 基盤土面標高（施工前・施工後）
- (2) 既施設等の位置・高さ（施工前・施工後）

3. 電柱移設

電柱及び架空線の移設は上屋撤去完了後に発注者において行う。

なお、このほかに工事の実施上やむを得ず電柱及び架空線を移設する必要がある場合は、受注者の責任において電柱の移設等を実施するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

なお、電力設備は低圧受電を想定しているが、低圧受電が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

この工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については試験成績書等を提出しなければならない。

(1) ブロックマット（軽量型）

重量：50kg/m²以上、製品厚さ：40mm 以上

(2) 舗装材 再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度アスコン（13）

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定証（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。

(3) 砕石類

舗装用骨材 粒度調整砕石 M-30、JIS A 5001

下層路盤材 再生クラッシュラン RC-40

(4) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意

仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料の提出

- (1) 主要材料及び下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料について監督職員が提出を指示することがある。

| 材 料 名 | 提 出 物 |
|--------------|-------------|
| ブロックマット（軽量型） | カタログ及び試験成績書 |
| 砕石類 | 試験成績書 |
| アスファルト混合物 | 試験成績書又は認定書 |
| 植生シート | カタログ |

3. 監督職員の検査又は試験

工事材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合がありますので、監督職員から請求があった場合、これに応じなければならない。

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、施工位置図に示すものを使用しなければならない。なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合があります。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。
- 2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合がありますので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。
- 3) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

| 工 種 | 確 認 内 容 | 時期・頻度（一般監督） | 時期・頻度（重点監督） |
|----------|---------------|---------------------------------|-------------|
| 掘削 | 基準高さ | 初期床付け完了段階 | 同左 |
| 建物解体工 | 解体状況 | 内部造作材解体完了時 | 同左 |
| 構造物撤去工 | 撤去状況 | 撤去完了時 | 同左 |
| 地盤改良工 | 改良深、改良幅 | 初期施工段階で1箇所 | 初期施工段階で2箇所 |
| | 固化剤添加量 | 初期施工段階で1箇所 | 同左 |
| 杭引抜工 | 杭長 | 初期施工段階で1箇所 | 同左 |
| 敷 鉄 板 | 延長、幅、厚さ | 設置完了時点で1箇所 | 同左 |
| 引堤・仮廻し道路 | 基準高さ | 設置完了時点で1箇所 | 同左 |
| | 延長、幅 | 設置完了時点で1箇所 | 同左 |
| | 舗装厚さ | 設置完了時点で1箇所 | 同左 |
| 締切鋼矢板 | 延長、規格、高さ、打設状況 | 延長・高さは設置完了後1箇所、規格は使用前、打設状況は初期段階 | 同左 |
| 路盤工 | 基準高、厚さ | 初期施工段階で1箇所 | 同左 |
| 表層工 | 基準高、厚さ | 初期施工段階で1箇所 | 同左 |

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((社)日本道路協会発行)等を遵守する。

(4) 既設構造物に対する処置

本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告し確認を得なければならない。

(5) 設計図書等について

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は次に示す再生資材を利用するものとする。

| 資 材 名 | 規 格 | 備 考 |
|-------------|---------------|----------|
| 再生アスファルト混合物 | 再生密粒度アスコン(13) | 表層 |
| 再生クラッシュラン | RC-40 | 場内敷砂利、路盤 |

なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」((社)日本道路協会発行)等を遵守する。

3. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

| 産業廃棄物区分 | 処理施設名 | 住 所 | 受入時間 | 事業区分 |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------|--------------|
| アスファルト殻 | (有)朝日 | 千葉県印西市岩戸太鼓 松 3588 | 8:00～ 17:00 | 再資源化 施工業者 |
| コンクリート廃材 (無筋) | (有)林建材 | 千葉県香取市荒北字 西沢向 726-1 | 8:00～ 17:00 | 再資源化 施工業者 |
| コンクリート廃材 (有筋) | (有)林建材 | 千葉県香取市荒北字 西沢向 726-1 | 8:00～ 17:00 | 再資源化 施工業者 |
| 二次製品廃材 | (有)小嶋建材 小嶋リサイクルセンター | 茨城県稲敷郡河内町 長竿字荒地 5934-1 | 8:00～ 17:00 | 再資源化 施工業者 |
| 廃木材 | (株)佐倉環境センター 佐倉エコプラント | 千葉県佐倉市大作 2-2-1 | 8:00～ 17:30 | 再資源化 施工業者 |
| 汚泥 (杭引抜き工) | (株)高野環境再生センター | 千葉県市川市高谷 1963 | 8:00～ 16:00 | 再資源化 施工業者 |
| 舗装切断汚泥 | (株)KAIXIA エコセンター笠間ウェストリバイブ | 茨城県笠間市安居字 清水頭 2259-1 外 4 筆 | 8:00～ 17:30 | 再資源化 施工業者 |

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

1) 建築物に係る解体工事

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 種 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法 |
|-----------------|--------------|--------------------------|----------------------|
| | ① 建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無 | ■手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ② 屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し ■有 □無 | ■手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ③ 外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り外し ■有 □無 | □手作業 ■手作業・機械作業の併用 |
| | ④ 基礎・基礎杭 | 基礎・基礎杭の取り壊し □有 ■無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ⑤ その他 | その他の工事 □有 ■無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |

2) 建築物以外に係る解体工事

| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工 種 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法 |
|-----------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| | ① 仮設 | 仮設工事 ■有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ② 土工 | 土工 ■有 □無 | □手作業 ■手作業・機械作業の併用 |
| | ③ 基礎 | 基礎工 ■有 □無 | □手作業 ■手作業・機械作業の併用 |
| | ④ 本体構造 | 本体構造の工事 ■有 □無 | □手作業 ■手作業・機械作業の併用 |
| | ⑤ 本体付属品 | 本体付属品の工事 ■有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥ その他 | その他の工事 □有 ■無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 | |

5. 金属くず処理

(1) 本工事で解体するポンプ設備、制御機器配電盤類、鋼管類、ケーブル類（以下、「金属くず」という。）は、別途契約する者へ売却を予定している。

(2) 受注者は金属くずの解体、撤去を行うとともに、図面に示す箇所に運搬し、種類毎に分別して集積するものとする。

また、金属くずの盗難等には十分注意し、盗難等が発生した場合には速やかに所定の手続きを行うとともに、監督職員に報告するものとする。

| 名称 | 搬出先 | 搬出時期 | 搬出量 | 摘要 |
|------|------------|--------------------|-----------------|----|
| 吉高機場 | 千葉県印西市吉高地内 | 令和3年11月～ 令和4年3月 | 162.8 t (想定) | 運搬 |

(3) 受注者は重量測定装置を用意し、集積所への運搬と併せて重量を測定し、現場発生材の報告を監督職員に行うものとする。なお、重量測定のため別途台秤等を用意する必要がある場合は監督職員と協議するものとする。

6. 土 工

(1) 掘削及び床堀

1) 掘削及び床堀

- ①掘削土は、盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地に搬出しなければならない。
- ②掘削及び床堀に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。
- ③法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められるときは、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

1) 埋戻及び盛土の仕上がり高さは、図面に示すとおりとする。

2) 埋戻及び盛土に使用する土は、以下の場所から搬入を行うこと。詳細は監督職員の指示に従うこと。

| 名称 | 搬入元 | 搬入時期 | 搬入量 |
|-------|------------|--------------------|---------------------|
| 吉高土置場 | 千葉県印西市下井地内 | 令和3年11月～ 令和4年3月 | 2,270m ³ |

3) 埋戻及び盛土材は、構造物に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。

4) 締固め方法

契約後指示する範囲は、一層の仕上がり厚さが 30cm となるようにまき出し現地盤と同等となるように締固めなければならない。なお、機械での施工が困難な箇所については、突き棒等により入念に施工しなければならない。

7. 構造物撤去工

取壊しを行う際には騒音、振動に注意し、周辺の既設構造物に影響のないよう施工しなければならない。

(1) 機场上屋撤去

- 1) 機场上屋の解体にあたっては建築物解体工事共通仕様書に基づき実施する。
- 2) 事前に仮囲いを設置し、周辺への粉塵抑制対策を行うものとする。
- 2) コンクリート構造物の解体に先立ち、窓ガラス、建具類を先行撤去し、解体はコンクリート圧砕機にて行う計画としている。
- 3) 圧砕されたコンクリート殻は、場内作業ヤードで小割にした後、処理施設へ運搬するものとする。

(2) ポンプ設備・配管類撤去

- 1) ポンプ設備の撤去にあたっては、事前に潤滑油配管等の油脂類の抜き取りを行うものとする。
- 2) ポンプ設備に付着したコンクリート及び土砂は丁寧に取り除くものとする。

(3) 電気設備撤去

- 1) 電気設備撤去は、制御機器配電盤類のほか、ケーブル類の撤去を含むものとする。
- 2) 電気設備の撤去にあたっては、事前に付属するケーブル、コンデンサ等を分離するものとする。

(4) 翼壁及び樋管撤去

- 1) 遮水鋼矢板は引抜を行う。
- 2) コンクリート構造物解体はコンクリート圧砕機にて行う予定としている。
- 3) 圧砕されたコンクリート殻は、場内作業ヤードで小割にした後、処理施設へ運搬するものとする。
- 4) 翼壁及び樋管取壊し後、引抜き対象の既存杭の杭頭を露出させ、状況について監督職員の確認を受けること。その後、既存杭の杭芯位置を測量し記録すること。

8. 地盤改良工

- (1) 地盤改良工の施工に当たっては、改良工事に関する技術と経験を有する技術者を現場に常駐させ、十分な施工管理を行わなければならない。なお、施工に先立ち作業計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。
- (2) 地盤改良工は表層・中層混合処理工を計画しており、パワーブレンダー工法（スラリー噴射方式）を想定している。なお、この工法以外により改良を行う場合は監督職員と協議しなければならない。
- (3) 地盤改良範囲は地盤改良計画図に示す範囲で計画しているが、それにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
- (4) 地盤改良工の使用材料、目標改良強度及び想定添加量等は次のとおりとしているが、配合試験結果等により変更する場合がある。なお、施工前及び施工後に現地において深さ方向の連続した試料を採取し、この全試料により次の土質試験を行い、結果を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

・表層・中層混合処理工法

- 1) 試験箇所と試験数量は、1箇所とする。

施工前

- ・現地採取試料による配合試験（強度及び六価クロム溶出試験）

施工後

- ・一軸圧縮試験（3供試体／1試料）1材齢当たり

| 施工場所 | 使用材料 | 目標改良強度 (q_u (σ_{28})) (kN/m ²) | 想定添加量 (kg/m ³) | 備考 |
|--------------|----------|---|-------------------------------|---------------|
| 印旛沼内 重機足場 | セメント系固化材 | 100 | 80 | 地盤改良計画図 参照 |

- (6) 配合試験の結果により、固化材添加量を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 六価クロム溶出試験の結果により、六価クロムの対策が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- (8) 表層・中層混合処理工の施工に際しては、トレンチャーの鉛直性、チェーン速度、チェーン累積移動距離、改良深度及び改良材スラリー供給量を記録し、作業日報と共に監督職員に提出するものとする。
- (9) 改良後、杭引抜き工を行うため、目標改良強度を大幅に上回ることをしないよう留意すること。
- (10) 杭引抜き後、図面に示すとおり覆土を行わなければならない。

9. 杭引抜き工

(1) 引抜き工法について

- 1) 本工事に採用する工法は杭先端までケーシングで削孔し、チャック爪により杭を引抜くと同時に、引抜き孔に充填を行う工法を想定している。これによりがたい場合は監督職員と協議すること。
- 2) 工事着手前に、工事概要、工程、引抜き方法、使用機械等を明記した施工計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。
- 3) 本工法で使用する建設機械等の基地は千葉市を想定しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

- (2) 受注者は施工に先立ち、施工基面に事前に測量した杭芯位置を復旧すること。
- (3) 受注者は引抜き工事 1 本目に試験施工を行い、設計・施工計画の妥当性を確認すること。試験施工の位置は、敷地状況等を考慮し、監督職員と協議を行い決定すること。試験施工では、本工事に使用予定の機械器具を用いることを原則とし、次の項目について確認すること。
- 1) 施工能率
 - 2) 地中障害の有無
 - 3) 使用機械の適否
 - 4) 杭長の確認
 - 5) 逸水の有無
- (4) 杭引抜き孔への充填剤は以下のとおりとする。標準配合は次表のとおり考えている。施工前に試験練りを実施すること。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。
- 1) 充填剤 セメント・ベントナイト充填剤
 - 2) 使用材料 セメント：高炉B種セメント
ベントナイト：250 メッシュ・膨潤度 20 以上 (ml/2g)

3) 標準配合

(練り上がり 1.0m³ 当たり配合)

| W/C (%) | 高炉セメント (kg) | ベントナイト (kg) | 水 (ℓ) | 圧縮強度 q_u (KN/m ²) | |
|------------|----------------|----------------|----------|---------------------------------|----------------|
| | | | | σ_7 | σ_{28} |
| 417 | 220 | 25 | 918 | 100 | 200~500 (※) |

※管理目標値とする。

10. 舗装工

舗装工については、図面及び下記に示す仕様で施工するものとする。

(1) アスファルト舗装工

①路盤工

路盤は再生クラッシャラン (RC-40) を施工条件にあった機械により、均一に敷均し、締固めなければならない。

②表層工

ア. マーシャル試験に対する基準値は、舗装の構造に関する技術基準同解説書によるものとする。

イ. 表層工の施工に当たっては、プライムコート (アスファルト乳剤 PK-3) 126kg/100 m² 以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着をはからなければならない。

ウ. 表層工は再生加熱アスファルト混合物を施工条件に合った機械により、均一に敷均し、締固めなければならない。

(2) 既設釘

舗装面に設置してある錨 (ピン) については、道路管理者が設置したもののみ舗装復旧後に復旧するものとする。

11. 処理に注意を要する建設廃棄物

本工事において以下の建設廃棄物の発生は生じないものと想定しているが、施工前調査において、存在が懸念される場合は監督職員に報告するものとし、調査・撤去及び処分等の方法について監督職員と協議の上実施しなければならない。

- 1) C C A 処理木材
- 2) 石綿含有石膏ボード
- 3) 砒素カドミウム含有石膏ボード

1 2. 特別管理産業廃棄物の処理

(1) 施工計画調査の実施

建築物解体共通仕様書に基づき施工計画調査を行う。

(2) 存在が判明若しくは疑わしいものが存在する場合

本工事において、P C B 等特別管理産業廃棄物の存在は無いものと想定している。

施工調査により新たに特別管理産業廃棄物の存在が判明した場合、及び特別産業廃棄物かどうか判明しない場合には、監督職員に報告し対応策を協議しなければならない。

1 3. アスベスト含有建材の除去及び処理

本機場の上屋は平成 18 年にアスベスト除去工事が行われており、アスベスト含有建築材の存在は無いものと想定しているが、アスベストの使用が疑わしい建材等がある場合は、監督職員に報告し対応策を協議しなければならない。

1 4. その他特殊な建設副産物の処理

(1) 施工計画調査の実施

建築物解体共通仕様書に基づき施工計画調査を行う。

(2) 存在が判明若しくは疑わしい等が存在する場合

本工事において、以下に示す建設副産物の存在は無いものと想定している。

施工計画調査により新たに建設副産物の存在が判明した場合、及び建設副産物かどうか判明しない場合には、監督職員に報告し対応策を協議しなければならない。

- ・ フロン
- ・ ハロン
- ・ イオン化式感知器
- ・ 六フッ化硫黄ガス
- ・ P F O S
- ・ 特定化学物質

1 5. ポンプ設備等塗膜調査

撤去を予定している、塗装された既設ポンプ設備等について、塗膜に含まれる有害物質の含有状況を把握するために塗膜調査を行うものとする。なお、調査にあたっては、以下の通知及び関係法令通知に基づき適切な処置を行うものとする。

- ①鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（厚生労働省：H26. 5. 30）
- ②高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について（環境省：H30. 11. 28）

(1) 塗膜試料採取

- 1) 塗膜試料採取にあたっては、鉛作業主任者及び特定化学物質作業主任者を配置するものとする。
- 2) 採取する試料は、塗膜分析に必要となる最小限の試料量とする。
- 3) 塗膜試料採取後における塗膜の補修については、撤去を行うため、補修の必要は無いものとする。

(2) 塗膜有害物含有量試験

塗膜試料の有害物含有量試験の項目は下記のとおりとする。

- 1) 塗膜中の P C B 含有量の測定

- 2) 塗膜中の鉛含有量の測定
- 3) 塗膜中のクロム含有量の測定
- 4) 塗膜中のヒ素含有量の測定
- (3) 塗膜溶出試験
 - 剥離作業によって発生した塗膜くずを産業廃棄物として処分するために必要な有害物質の溶出試験の項目は下記のとおりとする。
 - 1) 塗膜の PCB 溶出試験
 - 2) 塗膜の鉛溶出試験
 - 3) 塗膜のクロム溶出試験
 - 4) 塗膜のヒ素溶出試験
- (4) 試験結果及び処分方法について
 - 1) 調査結果は速やかに監督職員へ報告しなければならない。
 - 2) 有害物質が環境基準値等を超過した場合、処分方法について監督職員と協議の上適正な処分を行わなければならない。

1 6. その他撤去・処分

設計図書に定めのない地下埋設物及び建設資材等が施工中確認された場合には、監督職員に報告し対応を協議しなければならない。

1 7. 解体後の困障

解体後の困障について設置を予定していないが、関係者との協議により追加する場合は監督職員の指示に基づき実施しなければならない。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1-1-10 に規定する 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者でなければならない。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

建設業法第 15 条第 2 号で定めている者のうち 1 級土木施工管理技士以外の者とする。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない項目と施工管理基準は下記によるものとする。

1) 工程管理

受注者は、工事期間中において施工工程と実施工程を比較照査し、工期遅延が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに、対応策を速やかに監督職員に報告しなければならない。

2) 路盤の確認

舗装工の着手時に、既設舗装の舗装構成を確認し、監督職員へ報告すること。

3) 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

※ 事前溶出試験で土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合は、事後溶出試験を実施することを要しない。但し、火山灰質粘性土を改良す

る場合は、事前溶出試験結果にかかわらず、事後溶出試験を実施する。

「配合設計の段階で実施する環境庁告示46号」

- ・六価クロム溶出試験対象工種及び検体数1回当たり

| 対象工種 | 対 象 工 法 | 配 合 設 計 段 階 検 体 数 |
|------|----------|----------------------|
| 基礎工 | 中層混合処理工法 | 1 |

4) 地盤改良

地盤改良の直接測定による出来形管理と撮影記録による施工管理は次のとおりとし、その他の施工管理項目等については監督職員と協議するものとする。

| 管理項目 | 管理内容 | 管理基準値 | 規格値 | 測定頻度 |
|---------|----------------------|-------|------------------------|---------------------------------|
| 機械器具管理1 | パワーブレンダー 外観寸法検査 | — | 実測値 | 1回/施工前 |
| 機械器具管理2 | チェーン速度管理 | — | 実測値 | 1回/施工前 |
| 機械器具管理3 | ミキサー重量計量器 (ロードセル) | — | ±2kg(100kg当たり) | 1回/施工前 |
| 機械器具管理4 | 改良材スラリー流量 | — | ±2ℓ/分 | 1回/施工前 |
| 混合管理1 | 改良位置 | — | 設計値 | 全区割り |
| 混合管理2 | 改良深度 | — | 設計値以上 | 全区割り |
| 混合管理3 | 羽根切り回数 | — | トレンチャー側面の断面積当たり50回/㎡以上 | 全区割り |
| 出来形管理1 | 基準高 | — | — | 延長40m毎、又は1箇所/1000m ³ |
| 出来形管理2 | 改良厚 | — | 設計値以上 | 延長40m毎、又は1箇所/1000m ³ |
| 出来形管理3 | 改良幅 | — | 設計値以上 | 延長40m毎、又は1箇所/1000m ³ |
| 出来形管理4 | 改良延長 | — | 設計値以上 | 延長40m毎、又は1箇所/1000m ³ |
| 品質管理1 | 六価クロム溶出量 ※1 | — | 0.05mg/ℓ以下 | 1回/施工前 |

| | | | | |
|--------|---------------------------------------|---|---|-----------------------|
| 品質管理 2 | モールドによる改良強度の確認※ 2 | — | 本設利用の場合、3本／個の試験供試体の試験結果は設計基準強度の85%以上とする。且つ、1個の試験結果の平均値が設計基準強度以上とする。 | 1回/1000m ³ |
| 品質管理 3 | 深さ方向の品質管理※ 3 (ア)改良体の均一性 (イ)改良強度 | — | ① 目視による確認 ② 上記強度と同じ | 1回/1000m ³ |
| 材料管理 1 | 改良材スラリー量 | — | 設計値以上 | 全区割り |
| 材料管理 2 | 改良材スラリー比重 | — | 設計値± 2% | 1回以上/日 |
| 材料管理 3 | 改良材搬入量 | — | — | 毎日 |
| 材料管理 4 | 材料品質 | — | JIS規格又はメーカー管理基準 | 1回/月 |

※ 1 六価クロム溶出量：改良対象土が火山灰粘性土の場合は、改良後の六価クロム溶出試験を実施する。

※ 2、3 品質確認法：深さ方向の品質確認は、※ 2の改良強度の品質確認を兼ねることが出来る。

(2) 情報共有システムについて

- 1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- 2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記録する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければなら

ない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更該当する主な事項は次のとおりである。

1. 土質に著しい相違があった場合。
2. 破碎の必要な転石の出現があった場合。
3. 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現があった場合。
4. 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要が生じた場合。
5. 現場発生土が埋戻及び盛土材料に使用できない場合。
6. 既設構造物撤去・復旧数量等に変更が生じた場合。又は処理方法に変更が生じた場合。
7. 道路の復旧方法で関係機関との協議により変更する場合。
8. 原形復旧の変更、追加の必要が生じた場合及び条件が著しく異なった場合。
9. 交通誘導警備員の変更が生じた場合。
10. 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
11. 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
12. 排水処理に伴い掘削する基床部断面を変更する必要が生じた場合。
13. 排水方法の変更が必要となった場合。
14. 沈下により耕地に補充土が必要となった場合。
15. 防音及び防振、防塵処理が必要となった場合。
16. 水質調査が必要となった場合。

17. 異常出水により、適切な措置を講ずる必要が生じた場合。
18. 耕地の表土剥ぎの必要が生じた場合。
19. 関係機関又は第三者との協議により変更が生じた場合。
20. 歩掛調査等の追加が生じた場合。
21. 設計諸元等条件変更に変更等が生じた場合。
22. 産業廃棄物処理の種類、数量等に変更が生じた場合。
23. 湧水の出現により排水処理等の対策が必要となった場合。
24. 仮設排水路が必要となった場合。
25. 設計照査の結果、設計変更の必要性が生じた場合。
26. 建設発生土の搬出計画に変更が生じた場合。
27. 関連工事との調整により変更が生じた場合。
24. 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。
28. 遠隔確認の試行を行う場合。
29. 杭引抜工法に変更が生じた場合。
30. その他精査により変更が生じた場合。
31. その他監督職員が必要と認めたもの。

第12章 設計変更等の業務

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議する。

第13章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

| 情報化施工技術 | 適用工種 |
|---------------------|----------------------------|
| T S 等光波方式出来形管理技術 | 土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置 |
| U A V 空中写真測量出来形管理技術 | 土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置 |
| T L S 出来形管理技術 | 土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置 |
| I C T 建設機械施工技術 | 土工 堤防盛土 仮設工 引き堤・仮廻し道路設置 |

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

| | 貸与資料 | 備考 |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 業務報告書 平成 30 年度 旧施設撤去実施設計業務 | |
| 2 | 図面の CAD データ | |

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

- (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。
また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 14 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取扱に関する事項
 - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という)を削減しないものとする。
- 7) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のV E管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E提案書の使用

発注者は、V E提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 建設副産物情報交換システムの利用

本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場着手する日については、令和3年11月以降を予定しているが、詳細な日程は契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知を通知した日とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの協議等に対する監督職員の指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものはその日のうちに回答することを原則とし、午前に協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達する事を想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

| 資材名 | 規格 | 調達地域等 |
|----------|-------------|-------|
| 仮設材（鋼矢板） | IV型 | 成田市 |
| 仮設材（覆工板） | 鋼製（補強型） | 成田市 |
| 仮設材（H型鋼） | | 成田市 |
| 仮設材（敷鉄板） | L6000×W1500 | 市原市 |

7. 地域以外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官(議長)・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 設計コンサルタントの出席

上記 8. (1)、(2) の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

- (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

9. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、週休 2 日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休 2 日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休 2 日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいう。
 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までをいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、週休 2 日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者からの定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

① 現場の閉所状況

| | | | |
|--|-----------|------------------------|------------------------|
| | 4 週 8 休以上 | 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 | 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 |
|--|-----------|------------------------|------------------------|

| | | | |
|------------|-------------------|----------------------------|----------------------------|
| 現場閉所率 | 28.5% (8日/28日) 以上 | 25% (7日/28日) 以上 28.5%未満 | 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満 |
| 労務費 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 機械経費 (賃料) | 1.04 | 1.03 | 1.01 |
| 共通仮設費 (率分) | 1.04 | 1.03 | 1.02 |
| 現場管理費 (率分) | 1.06 | 1.04 | 1.03 |

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

| 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|-----------------|----|--------|------------------|------------------|
| | | 4週8休以上 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週6休以上 4週7休未満 |
| 防護柵設置工 (ガードレール) | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 法面工 | | 1.02 | 1.01 | 1.00 |

10. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領 (模範例) の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書 (以下「履行実績取組証明書」という。) の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上 (現場閉所率28.5% (8日/28日) 以上) と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日 (4週8休以上) の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

② 現場閉所による週休2日相当 (4週8休以上) が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況 (Ⅱ 工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない (現場閉所率4週6休以上) 場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

休日の確保を行った。

その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業所長用

工程管理に係る積極的な取組が見られた。

その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点点評価する。

○事業所長用

その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに、全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

1 1. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

1 2. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

1 3. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が28℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数：1.2

1.4. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

| 計上項目 | 実施する内容(率計上分) |
|-------|---|
| 仮設備関係 | ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 |
| 営繕関係 | ①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス(交通誘導警備員待機室) ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 |

| | |
|------|--|
| 安全関係 | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策 |
| 地域連携 | ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 |

15. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、

従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

1 6. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

1 7. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について
新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

1 8. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

3) 受注者は、2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

1 9. 1 日未満で完了する作業の積算

1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

4) 受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な

となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めなき事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。